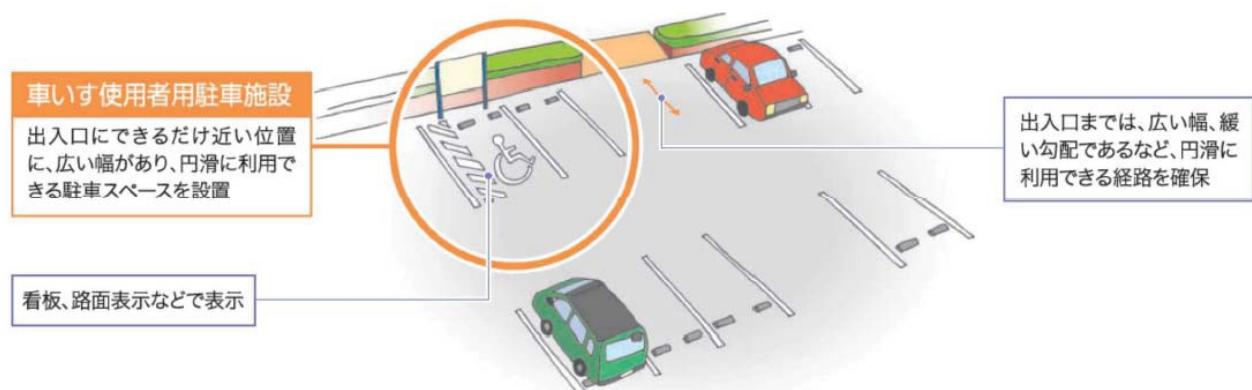


## 特定路外駐車場の届出手続きについて

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)関係)



出典：バリアフリー新法の解説～ユニバーサル社会の実現を目指して～、国土交通省、警察庁、総務省

長崎市土木企画課

令和7年6月版

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） に関する届出等について

### 1. はじめに

平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）が施行され、特定路外駐車場を新設する場合は、省令で定められた「路外駐車場移動等円滑化基準」への適合が義務付けられ、路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置（変更）するときは、あらかじめ、市長へ届出が必要になります。

※既存の特定路外駐車場についても、基準に適合させる努力義務があります。

### 2. 届出が必要になる駐車場（特定路外駐車場）

特定路外駐車場とは、次の①～③すべてに該当する駐車場をいいます。

- ①道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの
- ②自動車の駐車の用に供する部分の面積（駐車マス）が500m<sup>2</sup>以上のもの
- ③利用にあたって駐車料金を徴収するもの

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附屬する駐車場は除きます。

### 3. 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

#### （1）路外駐車場車いす使用者用駐車施設（省令第2条）

- ①特定路外駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、専ら道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。
  - a.当該特定路外駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の数が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
  - b.当該特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

- ②路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- 幅は350cm以上とすること。
  - 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
  - 路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 路外駐車場移動等円滑化経路（省令第3条）

- ①路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。
- ②路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
  - 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。
  - 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
    - 幅は、120cm以上とすること。
    - 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
  - 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
    - 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。
    - 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
    - 高さが7cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
    - 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(3) 特殊の装置（省令第4条）

前二条の規定（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

#### 4. 届出の方法

バリアフリー法に基づく特定路外駐車場の届出については、都市計画区域内であれば、駐車場法第12条に基づく届出も必要となりますので、バリアフリー法第12条のただし書きにより、駐車場法第12条の届出に、主務省令に定める書面と図面を添付することで、バリアフリー法に基づく届出も併せて行うことができます。

※立体駐車場などの建築物に該当する特定路外駐車場は長崎市建築指導課へ、平置き(平面)の特定路外駐車場は長崎市土木企画課へ届け出ることになっております。

(1) 都市計画区域外の場合、又は都市計画区域内で駐車場法第12条に基づく届出に添付しない場合

①届出に必要な書類

- ・特定路外駐車場設置（変更）届出書（第1号様式）
- ・特定路外駐車場の位置を表示した縮尺1万分の1以上の地形図
- ・縮尺200分の1以上の平面図（特定路外駐車場の区域、車いす使用者駐車施設、移動等円滑化経路等を記載）

②届出部数

1部（電子データによる届出も可）

③届出期日

工事着手前まで

(2) 都市計画区域内で駐車場法第12条に基づく届出に添付する場合

①届出に必要な書類

- ・路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（第2号様式）
- ・縮尺200分の1以上の平面図（車いす使用者駐車施設、移動等円滑化経路等を記載）

②届出部数

1部（電子データによる届出も可）

③届出期日

工事着手前まで

※変更の場合は、変更届出書と変更しようとする事項に係る図面が必要となります。

第1号様式（第7条第1項関係）  
特定路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

長崎市長 様

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。

1 駐 車 場 の 名 称			
2 駐 車 場 の 位 置			
規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分
		b 車路等の面積	それ以外の部分
			平方メートル (駐車台数 台)
4 必移要動な等構造滑及びの設た備めに	ロ 駐車場車いす使用者用駐車施設	台	
	イ 特殊の装置の有無	こう	
特殊の装置	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
		b 特殊の装置の名称等	
5 従 業 員 概 数			
6 供用開始（予定）日			

## 備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 六 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 七 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

<特定路外駐車場設置（変更）届出書の添付図面>

1. 位置図 縮尺1／10,000以上

地形図に特定路外駐車場の位置を表示する。

2. 平面図 縮尺1／200以上

平面図には次に掲げる事項を表示し、必要な寸法等を記載しなければならない。

1) 特定路外駐車場の区域

2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車いす使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設

※変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

(第2号様式)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、 路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面			
1 規 模	駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数　台)
2 移動等円滑化のためには 必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設　台		
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		
	イ 特殊の装置の有無  ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
特殊の装置	特殊の装置の名称等		

## 備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。